

一般社団法人日本再生医療学会が主導する 「再生医療サポート保険(臨床研究)」のご案内

[生産物特別約款＋臨床研究賠償責任特約(再生医療等用)
＋臨床研究補償責任特約(再生医療等用)]

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
当社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

平成26年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下、「再生医療等安全性確保法」)」の施行にあたり、当社は今後の我が国の再生医療等の臨床研究を円滑に推進することを目指す、一般社団法人日本再生医療学会(以下、「日本再生医療学会」との連携を図ってまいりました。

「再生医療等安全性確保法」では、再生医療等臨床研究を実施する際の研究対象者の健康被害に備え、保険その他の必要な補償措置を講ずることが求められております。

本法律で定められた再生医療等臨床研究を実施する医療機関におかれましては、研究対象者に生じた健康被害を補償するための措置を講じる必要があることから、日本再生医療学会では、同学会が主導する補償制度を構築しております。

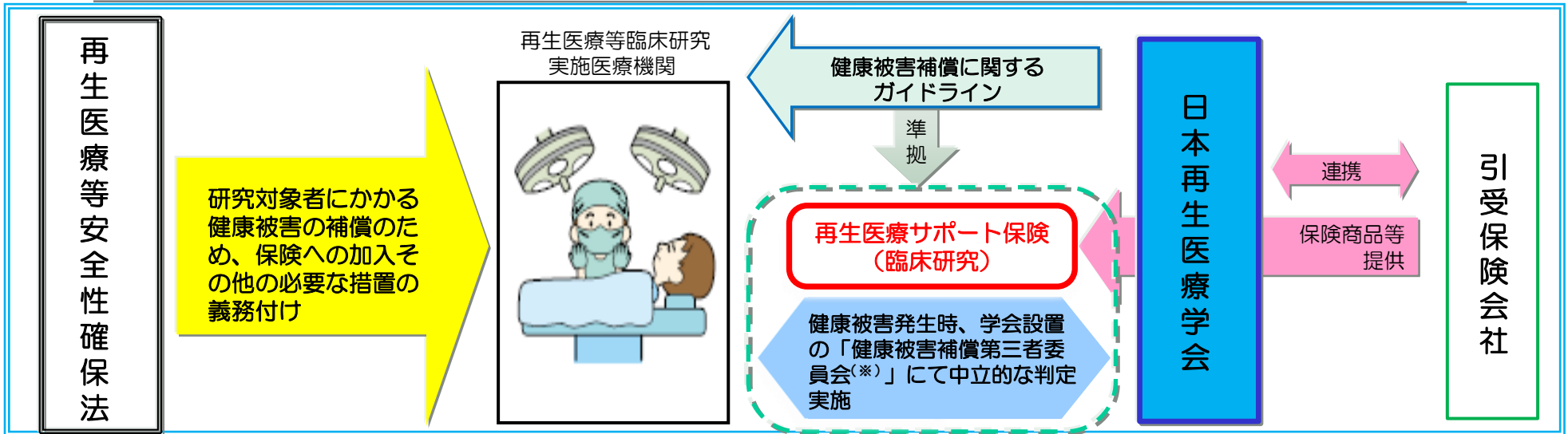
当社は、本補償制度の幹事保険会社として制度の運営を積極的に支援すべく、専用の保険商品(「再生医療サポート保険(臨床研究)」)を開発し、多数のご加入をいただいております。

ここにその概要をご案内申し上げますので、何卒ご高覧の上、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の特長	P4
2. 再生医療等臨床研究を取り巻く環境	P5～7
3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要	P8～12
4. ご契約までの流れ	P13
5. ご注意いただきたいこと	P14～16

1. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の特長



「再生医療等安全性確保法」「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」に基づいた日本再生医療学会が主導する補償制度により、安心・安全な再生医療の推進をサポートします！

特長1 健康被害発生時（研究対象者が臨床研究実施機関の補償につき不服がある場合）に、学会が設置する健康被害補償第三者委員会^(※)により中立的な立場での判定を実施！

特長2 再生医療等安全性確保法の対象となる臨床研究を原則引受け！

特長3 健康被害補償に関するガイドラインに準拠し、再生医療特有のリスクに対応した充実の補償内容！

特長4 本補償制度ならではのリーズナブルな保険料水準！

特長5 日本再生医療学会会員以外の皆さまもご加入可能！

特長6 本制度創設後8年以上にわたる引受実績！

(※) 研究対象者が臨床研究実施機関の補償に対して不服があるときは、日本再生医療学会が定める規定に基づいて「健康被害補償第三者委員会」に判定を求めることができる場合があります。

2. 再生医療等臨床研究を取り巻く環境

(1) 再生医療等安全性確保法の施行

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置等を定めた「再生医療等安全性確保法」が、平成26年11月25日に施行されています。

本法施行により、再生医療等臨床研究の実施にあたり、研究対象者^(※)に生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じることが法律で求められることとなりました。

(※) 研究対象者:「再生医療等を受ける者」と「再生医療等に用いる細胞を提供する者(再生医療等を受ける者以外に限る。)」の双方を示します。

～ 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律 第三条」より抜粋 ～

(略)

2 再生医療等提供基準は、第一種再生医療等、第二種再生医療等及び第三種再生医療等のそれぞれにつき、次に掲げる事項(第三種再生医療等にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)について定めるものとする。

(略)

四 再生医療等に用いる細胞を提供する者及び再生医療等(研究として行われる場合その他の厚生労働省令で定める場合に係るものに限る。)を受ける者に対する健康被害の補償の方法に関する事項

2. 再生医療等臨床研究を取り巻く環境

(2) 再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドラインの策定

再生医療等安全性確保法の制定を受け、日本再生医療学会は、今後の我が国の再生医療等の臨床研究を円滑に推進していくため、再生医療等に用いる細胞を提供する者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償に対応するガイドラインを定めております。

～ 「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」より抜粋 ～

本ガイドラインの目的

人を対象とした臨床研究は、再生医療等の発展には必要不可欠であるが、研究目的で未だ確立していない医療技術に人に適用することから、その実施に伴い発生した研究対象者の健康被害については、賠償措置を履行することは当然として、たとえ法的責任を問えない場合であっても、研究対象者保護の観点から補償措置を講じる必要がある。

このため、本ガイドラインは再生医療等の安全性の確保等に関する法律 第三条第2項第四号の規定に基づく、研究対象者に対する健康被害の補償について定めるものである。

臨床研究実施機関は、本ガイドラインを参考にして補償制度を定め、その制度にしたがって補償措置を講じるものとする。

「再生医療等安全性確保法」「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」に基づいた日本再生医療学会が主導する補償制度により、安心・安全な再生医療の推進をサポートします！

2. 再生医療等臨床研究を取り巻く環境

(3) 日本再生医療学会が主導する補償制度の構築

再生医療等臨床研究を円滑に進め、安心・安全な再生医療の推進に資するため、日本再生医療学会は、当社と連携し、学会を運営主体とする補償制度を創設し、「**再生医療等臨床研究に起因して生じた研究対象者にかかる健康被害の補償措置を安心して講じることができる環境**」、および「**健康被害発生時にスムーズな健康被害の補償対応を行うことができる環境**」を構築しました。

◇補償制度の機能◇

補償の機能

- ・「再生医療等安全性確保法」ならびに「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」に基づいた**再生医療等臨床研究専用の保険商品(再生医療サポート保険(臨床研究))の提供**
- ・再生医療等安全性確保法で定める**臨床研究(第1種・第2種・第3種)を各種別ごとに、原則一律に引受け**
- ・保険期間は「臨床研究期間+**臨床研究終了後一定期間(最長10年までの1年刻みにて選択いただけます。)**」での設定可
- ・**リーズナブルな保険料**設定 (別途お問い合わせください)

健康被害補償第三者委員会(※)の機能

- ・中立的な健康被害補償第三者委員会を学会内に設置
- ・健康被害時の臨床研究実施機関の補償に研究対象者から不服の申出がある場合に、**中立的な立場での判定(注)を実施**
(注)判定に要する費用は臨床研究実施機関の負担となります。

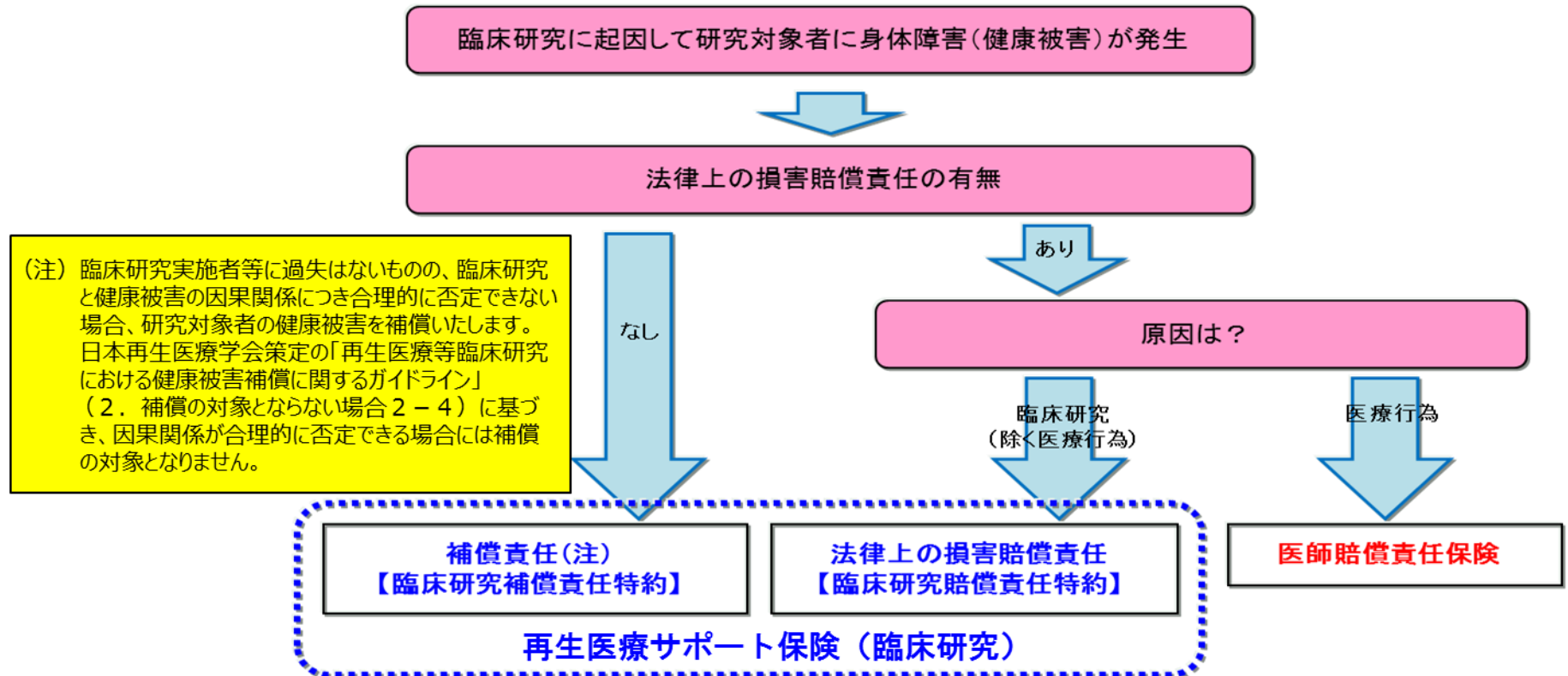
(※) 研究対象者が臨床研究実施機関の補償に対して不服があるときは、日本再生医療学会が定める規定に基づいて「健康被害補償第三者委員会」に判定を求めることができる場合があります。

3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要

(1) 保険金をお支払いする主な場合

再生医療等臨床研究の実施者である被保険者が、日本国内で実施した臨床研究に起因して、研究対象者が身体障害(健康被害)を被り、被保険者が法律上の損害賠償責任もしくは「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」(日本再生医療学会策定)に規定されている補償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<全体像>



3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要

(2) お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額・補償金額

臨床研究賠償責任特約（法律上の損害賠償責任）

お支払いの対象となる損害	①損害賠償金 ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ⑥争訟費用
支払限度額	身体障害(健康被害) 1名 1億円 / 1事故・期間中 3億円（免責金額 なし） ※身体障害(健康被害)による賠償事故にのみ保険金をお支払いします。

臨床研究補償責任特約（補償責任）①

日本再生医療学会が策定した「再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン」で定める補償基準に準拠します。

お支払いの対象となる損害	①死亡補償金 ②後遺障害補償金 ③医療費 (※) ④医療手当 (※)
支払限度額（補償金額）	次ページに記載のとおりです。

(※)「医療費」および「医療手当」についてはご希望に応じて任意で補償対象に加えていただくことが可能です。

3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要

臨床研究補償責任特約（補償責任）② － 研究対象者1名あたりの支払限度額 －

①死亡補償金 ②後遺障害補償金

○再生医療等に用いる細胞を提供する者(再生医療等を受ける者以外) ○再生医療等を受ける者

死 亡	生計維持者		4,000万円	
	非生計維持者		1,800万円	
後遺障害	1級	2,200万円	8級	800万円
	2級	2,000万円	9級	600万円
	3級	1,800万円	10級	500万円
	4級	1,500万円	11級	350万円
	5級	1,300万円	12級	250万円
	6級	1,100万円	13級	150万円
	7級	900万円	14級	100万円

死 亡	生計維持者	2,000万円(200万円)	
	非生計維持者	700万円(70万円)	
後遺障害	生計維持者	1級	3,000万円(300万円)
		2級	2,400万円(240万円)
	非生計維持者	1級	2,000万円(200万円)
		2級	1,600万円(160万円)

(注)「悪性新生物」および「後天性免疫不全症候群(いわゆるAIDS)もしくは同種の疾病」を対象とした再生医療等を受ける者に対しては括弧内の金額を適用。

③医療費(※1) <実費補償> (最大支払月数:事故発見日より12ヵ月)
100万円

④医療手当(※1) <定額補償> (最大支払月数:事故発見日より12ヵ月)

区分	日数	1か月あたりの支払限度額
(入院相当程度の) 通院のみの場合	1か月のうち3日以上	36,800円
	1か月のうち3日未満	34,800円
入院のみの場合	1か月のうち8日以上	36,800円
	1か月のうち8日未満	34,800円
入院と通院がある場合		36,800円

(※1) 医療費・医療手当について

- ・お支払いの対象となるのは、治療の対象となる症状が入院治療を必要とする程度の場合に限ります。
- ・1研究あたり、医療費および医療手当合算にて1,000万円を共通支払限度額とします。
- ・全ての健康被害を補償対象とするプランまたは未知副作用(※2)のみを補償対象とするプランのいずれかを選択いただけます。

(※2) 研究開始時において研究計画書および研究参加の同意を得るために研究対象者向けに配布される説明書に規定されていない副作用

- ・本提案書記載の支払限度額プラン以外からも、お選びいただけます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<臨床研究賠償責任特約・臨床研究補償責任特約 共通>

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 次のいずれかに該当する事由に起因する損害
 - ①臨床研究計画書からの著しい逸脱
 - ②臨床研究の開始以前または終了以後の医療行為および研究行為
 - ③プラセボ投与による治療上の利益が提供されないこと
 - ④試験薬等および研究が所期の効能または性能を発揮しなかったこと（ただしその副作用またはこれに類する本来意図しなかった悪影響による身体の障害についてはこの限りではありません。）
- 日本国外において実施される臨床研究
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する身体障害(健康被害) 等

<臨床研究賠償責任特約のみ>

- 医療行為に起因する身体障害(健康被害) 等

<臨床研究補償責任特約のみ>

- 臨床研究と健康被害との因果関係が合理的に否定される場合（証拠の優越で足ります）
- 保険契約者または被保険者の故意に起因して健康被害が生じた場合
- 研究対象者の故意および重大な過失に起因して健康被害が生じた場合 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3. 「再生医療サポート保険(臨床研究)」の概要

(4) 保険契約者・被保険者

	範 囲
保険契約者	臨床研究機関(研究責任者等)
被保険者	原則、記名被保険者および保険証券記載の臨床研究に従事する「研究者等・研究責任者・組織の代表者等・臨床研究機関・共同臨床研究機関」 (被保険者の範囲を変更する場合は、別途お問い合わせください。)

(5) 保険期間

	内 容
保険期間	臨床研究期間＋臨床研究終了後補償期間 ※臨床研究終了後補償期間は最長10年まで設定することが可能です。

なお、以下に該当する場合がこの保険の保険金お支払いの対象となります。

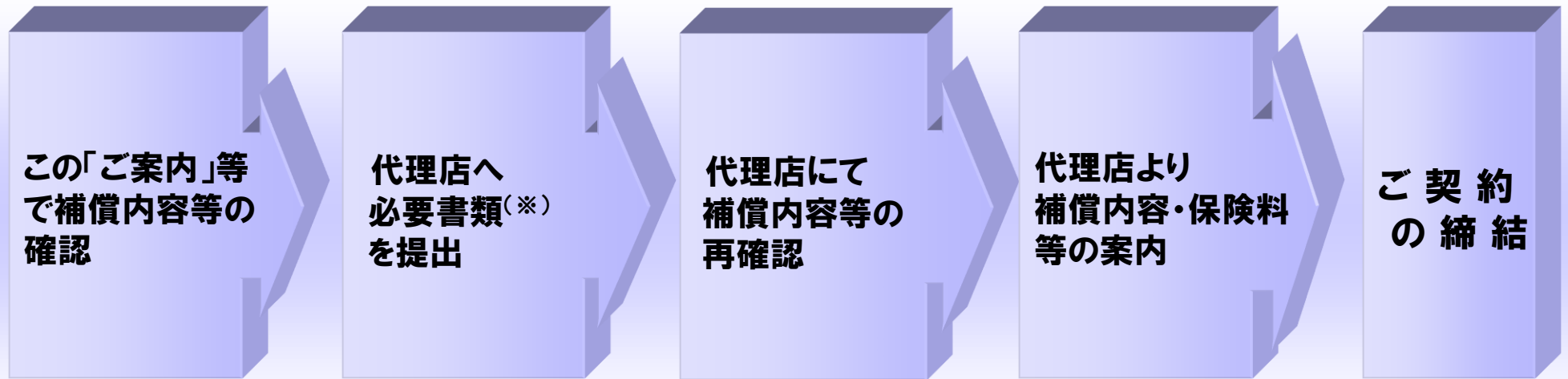
- 臨床研究賠償責任特約:保険期間中に、研究対象者に身体障害(事故)が発見されること。なお、「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識した時(※1)、または、被保険者に損害賠償請求が提起された時(※2)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
- 臨床研究補償責任特約:保険期間中に、研究対象者の健康被害(事故)が発見されること。なお、「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識した時(※1)、または、健康被害を被った研究対象者が被保険者に対して補償責任に基づく補償金の請求をした時(※3)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

(※1) 認識をし得た時を含みます。

(※2) 提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。

(※3) 被保険者に対して補償責任に基づく補償金の請求をした時、または請求されるおそれがあると被保険者が認識した時もしくは認識し得た時の、いずれか早い時をいいます。

4. ご契約までの流れ



(※) 以下の資料のご提出をお願いいたします。(必要に応じて、下記以外の資料の提出をお願いする場合があります。)

①	プロトコル(写)
②	「再生医療サポート保険(臨床研究)」告知事項申告書
③	「再生医療サポート保険(臨床研究)」ヒアリングシート
④	研究参加の同意を得るために研究対象者向けに配布される説明書 (任意で医療費・医療手当を補償対象とする場合に、「未知副作用のみを補償対象とするプラン」を選択した場合)

5. ご注意いただきたいこと（1）

【ご契約前にご確認いただきたいこと】

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

1. 商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加特約＋保険法の適用に関する特約
＋生産物特別約款＋臨床研究賠償責任特約（再生医療等用）＋臨床研究補償責任特約
（再生医療等用）

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

記名被保険者（保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された方）に加え、以下の方が被保険者となります。ただし、ご要望により被保険者の追加・削除ができる場合がありますので、詳細は別途お問い合わせください。

・研究者等・研究責任者・組織の代表者等・臨床研究機関・共同臨床研究機関

② 保険金をお支払いする主な場合

8ページ記載の「(1) 保険金をお支払いする主な場合」のとおりです。

③ お支払いの対象となる損害

9、10ページ記載の「(2) お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額・補償金額」のとおりです。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

11ページ記載の「(3) 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は「臨床研究期間＋臨床研究終了後補償期間」です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。

保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用および協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。

ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

お客様が実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、再生医療等臨床研究の分類、研究対象者数、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料（「プロトコル（写）」および「告知事項申告書」「ヒアリングシート」）を当社にご提出いただきます。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時にその全額を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

5. ご注意いただきたいこと（2）

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

ご契約後、次の事項が生じる場合には代理店・扱者または当社にご連絡ください。

（1）ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務）

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（再生医療等臨床研究内容等）に変更が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更（増加または減少）が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた臨床研究計画書、再生医療等臨床研究告知事項申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。

- 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

（2）解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社に速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。
- 始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。
- 保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

【その他ご留意いただきたいこと】

<万一の事故の場合のお手続きについて>

（1）事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

再生医療等臨床研究に起因した事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、損害の発生および拡大の防止を行ったうえで、代理店・扱者または当社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は

いち早く

0120-258-189（無料）へ

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続き（保険金請求手続き）が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

（3）先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づき先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

（4）示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

<保険会社破綻時等の取扱い>

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

5. ご注意いただきたいこと（3）

<その他>

- (1) この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

- (2) 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

- (3) このパンフレットは「再生医療サポート保険（臨床研究）」の概要を説明したものです。

詳細は、普通保険約款・特別約款および特約をご覧ください。

また、ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

- (4) 保険契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

- (5) ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

- (6) ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 企業営業第二部
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-2-5
TEL : 03-3525-7988 FAX : 03-3525-7996

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 営業第一課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL : 03-3259-3017 FAX : 03-3293-8609

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

- ・受付時間[平日9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)